<凡「「 備 備 一備 一番 「 一番 「 一番 「 一番 「 一番 「 一番 「	②」… 該当 二 業務に一定年数以上従事した経験を 有する場合に該当 三 医師が必要と認めた場合に該当 51 特定化学物質の種類により、他覚症状 は自覚症状の内容は異なる。 52 いずれの物質もその重量の一定割合を 過えて、当該物質を含有する製剤その他の物 で含む。物質ごとの一定割合は次のとおり。 ② 5 の物質…重量の0.5% ② 2 3、2 5 の一及び三、4 0、4 2 の物質 … 重量の5% ② 上記①及び②以外の物質…重量の1%	業務の経歴の調査	他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査	他覚症状又は自覚症状の有無の検査	作業条件の調査	血圧の測定	白血球数の検査	赤血球系の血液検査	血清インジウムの量の測定	血清シアル化糖鎖抗原KL―6の量の測定	血清コリンエステラーゼ活性値の測定	肝機能検査	肝又は脾の腫大の有無の検査	胸部エックス線直接撮影検査	肺活量の測定	尿沈渣検鏡の検査	尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査	尿中のオルト―トルイジンの量の測定	尿中の潜血検査	尿中のウロビリノーゲンの検査	尿中のたん白の有無の検査	尿中の糖の有無の検査	尿中のマンデル酸の量の測定	尿中のトリクロル酢酸又は総三塩化物の量の測定	鼻腔の所見の有無の検査	皮膚所見の有無の検査	門歯・犬歯のカドミウム黄色環の有無の検査	の測定	喫煙歴及び喫煙習慣の状況に係る調査
	<ul><li>ベンジジン及びその塩</li><li>ニ ベーターナフチルアミン及びその塩</li><li>ニ ジカロルグングジンアがるの塩</li></ul>	000	000	0												000													
	<mark>三 ジクロルベンジジン及びその塩</mark> 四 アルフア―ナフチルアミン及びその塩	000	0	000												000													
	五 オルト―トリジン及びその塩 六 ジアニシジン及びその塩	00	00	0												00													
	<mark>七 パラ―ジメチルアミノアゾベンゼン</mark> 八 マゼンタ	00	00													00													
2	バ、、こング <mark>ビス(クロロメチル)エーテル</mark> 塩素化ビフエニル	0	0	0 <mark>0</mark> 0										Δ						<u> </u>						<u> </u>			
4	ベリリウム	000	000	0										0	0					0						000			
6	ベンゾトリクロリド アクリルアミド	00	0	0										Δ												00			
7	アクリロニトリルアルキル水銀化合物	00	00	00																						0			
9	インジウム化合物	0	0	0	0				0	0				0															
11	エチルベンゼン エチレンイミン	00	0	0	0																		0			0			
12	塩化ビニル 塩素	00	0	0								0	0	Δ															
14	オーラミン	0	0	0	(														]	0									
15 16	オルト―トルイジン オルト―フタロジニトリル	00	00	00	0											O		Ш	Ш	0									
17	カドミウム又はその化合物 クロム酸等	00	0	00										Δ							0				0	0	0		
	ー クロロホルム	0	0	0	0							0									0								
19	<mark>ニ 四塩化炭素</mark> 三 ー・四―ジオキサン	00	00	00	00							00									00								
	四 ー・ニージクロロエタン 五 ー・ー・ニ・ニーテトラクロロエタン	0	0	0	0							00									00								
20	クロロメチルメチルエーテル	00	0	0										0															
	五酸化バナジウム コバルト又はその無機化合物	00	00	00	0	0									0														
23	コールタール	О	O	0										Δ												0			
	酸 <mark>化プロピレン</mark> ー シアン化カリウム	00	0	00	0															0						0			
25	ニ シアン化水素 三 シアン化ナトリウム	00	OC	00	00															00									
26	<u>ニ・ファー にテーファー</u> <mark>三・三'―ジクロロ―四・四'―ジアミノジフエニルメタン</mark> ー・ニ―ジクロロプロパン	0	0	0								0								)									
28	ー・ジクロロプロバン <mark>ジクロロメタン</mark> ジメチル―ニ・ニ―ジクロロビニルホスフェイト	00	0	0	0							00																	
29 30	ジメチル―ニ・ニ―ジクロロビニルホスフェイト	00	00	OO	00						0																		
31	臭化メチル	0	0	0	)														0		_					0			
33	<mark>水銀又はその無機化合物</mark> スチレン	00	0	00	0														0		0		0						
34	<ul><li>テトラクロロエチレン</li><li>トリクロロエチレン</li></ul>	00	0	00	00							00									0			00					
35	トリレンジイソシアネート	0	0	0															_					)		0			
	ナフタレン ニツケル化合物		0	0															0							00			
38	ニツケルカルボニル ニトログリコール	00	0	00		0		0						0															
40	パラ―ニトロクロルベンゼン	0	0	0		)														0									
	<mark>砒(ひ)素又はその化合物</mark> 弗(ふつ)化水素	00	00	00	0									Δ						0					0	00			
43	<mark>ベータ—プロピオラクトン</mark> ベンゼン等	0	0	0			0	0						0												Ö			
45	ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩	00	0	00		0	J													0		0				0			
	マンガン又はその化合物 メチルイソブチルケトン	00	000	00	C																0							0	
48	沃(よう)化メチル	0	0	О																						0			
50	<mark>リフラクトリーセラミックファイバー</mark> 硫化水素	00	00	00	O									0												0			0
51	硫酸ジメチル	00	00	000												0				0	0					0			
52	— 四一アミアジノエール及びその塩 <mark>二 四—ニトロジフエニル及びその塩</mark>	0	0	0												0													